

①

平成30年6月18日招集

# 埼玉県議会定例会議案

## 目

## 次

	頁
第 78 号議案 埼玉県税条例等の一部を改正する条例 .....	1
第 79 号議案 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 .....	11
第 80 号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 .....	13

## 第七十八号議案

埼玉県税条例等の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「消費等」の下に「(第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第三十三条の四中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第二条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第二十五条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第三十三条の三第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第三十三条の四中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第三十三条の四中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 埼玉県税条例の一部を次のように改正する。

第三十三条の三第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(埼玉県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「は、改正後の条例」を「は、埼玉県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改める。

附則第二十一項の表以外の部分中「第十五項」の下に「(第三号を除く。)」を加え、同項の表附則第十項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十二項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表附則第十三項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表附則第十五項の項中「平成二十八年四月一日」の下に「から同年十二月三十一日まで」を加え、「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第二条及び附則第十一項の規定 平成三十一年十月一日
  - 二 第三条中埼玉県税条例第三十三条の三第三項及び第三十三条の四の改正規定並びに附則第十二項から第十九項までの規定 平成三十二年十月一日
  - 三 第三条中埼玉県税条例第二十五条の改正規定及び次項の規定 平成三十三年一月一日
  - 四 第四条及び附則第二十項から第二十七項までの規定 平成三十三年十月一日
  - 五 第五条及び附則第二十八項の規定 平成三十四年十月一日
- 2 前項第三号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条例第二十五条の規定は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(県たばこ税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 4 平成三十年十月一日前に埼玉県税条例第三十三条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等(同条例第三十三条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下「地方税法等改正法」という。)(第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条第一号に規定する製造たばこ(埼玉県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十四号)附則第七項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項、次項及び附則第九項において「製造たばこ」という。))を同日に販売のため所持する埼玉県税条例第三十三条第一項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。))又は地方税法等改正法第一条の規定による改正後の地方税法(次項第一号及び附則第十三項において「新法」という。)(第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者(以下「小売販売業者」という。))がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)(附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定により

たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

5 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（新法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号、附則第十四項第一号及び附則第二十二項第一号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

6 附則第四項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

7 附則第五項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

8 附則第四項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下この項において「新条例」という。）第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の

前項

埼玉県税条例等の一部を改正

三第二項		する条例（平成三十年埼玉県条例第 号。次項及び第三十三条の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。） 附則第四項
第三十三条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第四項
第三十三条の九の二第一項	第三十三条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第五項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

9 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第四項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

10 附則第四項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、平成三十年十月一日から平成三十一年四月一日までの間に限り、埼玉県税条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第五項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

- 一 附則第五項の規定により提出された申告書の受理に関する事務
- 二 調査に関する事務

11 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

12 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に

課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

13 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

14 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

15 附則第十三項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

16 附則第十四項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

17 附則第十三項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の埼玉県税条



例（以下この項において「平成三十二年十月新条例」という。）第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の三第二項	前項	埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第 号。次項及び第三十三条の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。）附則第十三項
第三十三条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第十三項
第三十三条の九の二第一項	第三十三条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第十四項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日

18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第十三項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

19 附則第十三項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に限り、埼玉県税条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第十四項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税

事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

一 附則第十四項の規定により提出された申告書の受理に関する事務

二 調査に関する事務

20 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

21 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

22 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものの貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するものを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

23 附則第二十一項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

24 附則第二十二項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金

額を納付書によって納付しなければならない。

25 附則第二十一項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下この項において「平成三十三年新条例」という。）第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六、第三十三条の九の二並びに第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の三第二項	前項	埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第 号。次項及び第三十三条の九の二第一項において「平成三十年改正条例」という。）附則第二十一項
第三十三条の三第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第二十一項
第三十三条の九の二第一項	第三十三条の七第一項から第三項まで	平成三十年改正条例附則第二十二項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

26 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第二十一項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、埼玉県税条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

27 附則第二十一項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、

次に掲げるものについては、平成三十三年十月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に限り、埼玉県税条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第二十二項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

- 一 附則第二十二項の規定により提出された申告書の受理に関する事務
- 二 調査に関する事務

28 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

平成三十年六月十八日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、県たばこ税の税率を引き上げる等したので、この案を提出するものである。

## 第七十九号議案

### 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「法第四条第二項の規定により定める」を削る。

第三条中「施設の床面（畳等にあつては、その面）における照度が当該各号に掲げる」を削り、同条各号を次のように改める。

一 採光及び照明の設備は、定期的に保守点検し、その機能を有効に保つこと。

二 採光及び照明の設備は、定期的に清掃し、常に清潔にしておくこと。

第五条第一号イ中「毎日一回以上」を「定期的に」に改め、同条第二号中「フロント」を削り、「毎日一回以上」を「定期的に」に改める。

第六条中「ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては三、五平方メートルにつき一人、簡易宿所営業にあつては一、五平方メートルにつき一人を基準」を「次の各号に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては、客室の床面積三・五平方メートルにつき一人を基準とする。

二 簡易宿所営業（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人以上としたものに限る。）にあつては、寝室その他宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の面積一・五平方メートルにつき一人を基準とする。

第九条を削る。

第十条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「令第一条第二項第十号」を「旅館業法施行令（昭和三十三年政令第百五十二号。以下「令」という。）第一条第一項第八号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、第二号を削り、同条第三号中「、特定用途鏡」を「、横臥<sup>が</sup>している人の姿態を映すための鏡（以下この号及び次条第二号において「特定用途鏡」という。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「フロント又は玄関帳場その他これらに類する設備」を「玄関帳場を設置する場合」に改め、同号口中「宿泊手続」を「宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、同号を同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条第九号ハ中「電磁的方法」の下に「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次条第六号ハにおいて同じ。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条を第九条とする。

第十一条中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、第二号か

ら第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第三号とし、第九号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、同条を第十条とする。

第十二条中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条を第十一条とする。

第十三条中「第九条第三号、第四号二、第五号及び第十号、第十条第三号、第四号二、第五号及び第九号並びに第十一条第五号、第六号二、第七号及び第十一号」を「第九条第二号、第三号ハ及び第七号並びに第十条第二号及び第六号」に改め、同条第一号ハ中「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年六月十八日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提 案 理 由

旅館業法等の一部改正を踏まえ、旅館業の施設の衛生措置の基準及び構造設備の基準を改めるとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第八十号議案

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万五千三百十円」を「十万五千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万七千百十円」を「五万七千九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に改め、同項第四号中「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

別表中

六、一三〇円	七、八九三元	九、五二〇円	一〇、七六三元
五、一七〇円	六、一四八円	六、八三八円	七、九九五円

一一、六二〇円	一二、三六三元
八、八八八円	九、三五〇円

を

六、一六〇円	七、九二三円	九、
五、一九五円	六、一七五円	六、

五五〇円	一〇、七八八円	一一、六三三元	一二、三七五円
八六〇円	八、〇一三元	八、八九八円	九、三六〇円

に改め、同表の

備考第二号(一)中「卒業した」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の備考第二号(一)の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

平成三十年六月十八日提出

埼玉県知事

上田清司

提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額の改定等をしたので、この案を提出するものである。